

豊中市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市（以下「市」という。）が、鉄道事業者又は軌道経営者が行う鉄道施設の耐震補強事業に要する経費の一部について、豊中市鉄道施設安全対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、鉄道利用者の安全確保を図るとともに、発災時における緊急応急活動機能を確保することを目的とする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象事業者」という。）は、鉄道事業者又は軌道経営者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象の事業（以下「補助対象事業」という。）は、豊中市域内において、全部又は一部が南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域内にある路線の高架橋及び橋りょうのうち、地方自治体が指定する緊急輸送道路と交差又は並走する箇所において、緊急輸送道路の機能維持のために柱、基礎等の補強や落橋防止工の整備により耐震対策を行う事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象の経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業者が行う補助対象事業に必要な経費のうち、本工事費及び附帯工事費（移転補償費は含まない。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

- 2 前項の規定による補助金の額は、補助対象経費の6分の1を超えないものとする。
- 3 前2項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業を実施する年度の前年度の9月末日以前に、市と事前協議を行わなければならない。

- 2 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、設計書、見積書その他の前項の事前協議に関し必要な書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の申込み)

第7条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 工事関係図書
- (3) 国の補助金交付決定通知書の写し
- (4) 府の補助金交付決定通知書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、補助金を交付する必要があると認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該補助対象事業者に通知するものとする。

(事業内容の変更等の申込み)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容を変更し、又は廃止するときは、補助金変更交付申請書（様式第3号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、変更等の必要があると認めたときは、補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により当該補助対象事業者に通知するものとする。

(着手届)

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業に着手するときは、補助対象事業着手届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(事業に係る報告等)

第11条 市長は、補助対象事業者に対し、必要があると認めるときは、報告を求め、調査し、又は指導することができる。

(実績報告)

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了の日から起算して14日以内に補助対象事業完了実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績表
- (2) 契約書（又は請書）等の写し
- (3) 工事完成検査完了済証又はこれに類する書類の写し
- (4) 工事費精算書及びその内訳書

- (5) 補助対象事業に係る工事写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定通知)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第7号）により当該補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の報告の内容が、第8条の規定による補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるとき、適合させるための措置を補助対象事業者に命ずることができる。

(補助金の請求及び交付)

第14条 前条第1項の補助金確定通知書を受けた補助対象事業者は、補助金交付請求書（様式第8号）により、市長に補助金の請求をしなければならない。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(財産処分の制限)

第15条 補助対象事業者は、補助対象事業により取得し、又は増加した財産について、補助対象事業の完了後5年を経過するまでは、市長の承認を受けないで補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の承認を受けようとするときは、財産処分申請書（様式第9号）を、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが著しく不適當であると認めるとき

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の全部又は一部を取消したときは、期限を定めて、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(関係書類の保管)

第18条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る関係書類を補助対象事業の完了後5年間保管しなければならない。

(補助金等交付規則)

第19条 この要綱による補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）の定めるところによる。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月25日から実施する。